

令和6年度千葉県共通封筒広告掲載仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）に掲載する広告の取扱いを受託する者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う業務等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図るため、共通封筒に次の事項に該当する広告を掲載する。

地場産業や県産品、不特定多数の県民が利用できる文化・スポーツ施設、レジャー・レクリエーション施設等に関する広告内容であって、広告掲載を行うことで県内企業の育成や県のイメージアップを図ることが期待できるもの。

2 業務内容

広告取扱事業者は、県に広告掲載料を納付し、共通封筒に掲載する広告を表示する者（以下「広告主」という。）の選定、広告原稿の作成等の業務を行う。

3 共通封筒の概要

(1) 本業務の対象とする共通封筒

令和6年度に総務部管財課が単価契約により印刷し、知事部局本庁各課に配付する封筒

(2) 共通封筒の用途

主に県機関やその他公共団体、民間企業又は県民等に行政文書を送付する際や会議等に使用する。

(例) ・ マニュアルを医療機関に送付する際に使用

・ 喫煙環境表示のステッカーを飲食店に送付する際に使用

(3) 共通封筒の種類

角2封筒及び長3封筒

(4) 印刷期間及び印刷回数

印刷期間は、契約日から令和7年3月までとし、2回程度に分けて印刷する。

なお、封筒の使用期間は、在庫状況等により印刷期間とは異なる。

(5) 印刷予定数量

ア 角2封筒 160,000枚（1回の納入当たり 80,000枚）

イ 長3封筒 100,000枚（1回の納入当たり 50,000枚）

4 広告の規格、掲載位置等

広告掲載箇所	角 2 封筒の裏面	長 3 封筒の裏面
広告掲載範囲	縦 220mm×横 200mm	縦 160 mm×横 100 mm
広告掲載枠数	各封筒とも 3 枠以内	
封筒の規格	再生クラフト封筒 1 色刷り (黒)	
広告掲載位置	広告掲載位置見本参照	

- * 1 広告掲載範囲の中で、掲載枠数は 1 枠から 3 枠までのいずれでも可とする。
- * 2 各封筒とも写真の使用は不可とする。

5 契約金の納付等

広告取扱事業者は、契約金について、共通封筒に掲載する広告代金として、千葉県知事が発行する納入通知書により第 1 回広告主・広告内容 (広告案) 提出期限までに納付しなければならない。

なお、契約金は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主の有無にかかわらず、千葉県に支払わなければならない。

6 広告主の選定等

広告取扱事業者は、千葉県広告事業実施要綱、千葉県広告掲出基準及び千葉県共通封筒広告掲載要領 (以下「要綱等」という。) に基づき、広告主を選定する。

広告取扱事業者は、広告主及び広告内容について、県が指定する期日までに県と協議し、承認を受けなければならない。(広告主が県税を納めるべき者である場合は、千葉県税の完納証明書を併せて提出すること。)

なお、以下に該当した場合は、広告の掲載を承認しない。

- (1) 広告主が千葉県広告掲出基準等に抵触していることが確認された場合。
- (2) 目的に沿った広告事業の範囲内でないと県が認めた場合。
- (3) その他広告の掲載を適当でないと県が認めた場合。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告取扱事業者は、要綱等及びこの仕様書に基づき、あらかじめ県と協議の上、広告原稿を作成するものとし、完全版下原稿を県が指定する期日までに提出し、県の承認を受けなければならない。
- (2) 広告原稿は、県が指定するデータ形式により提出すること。
- (3) 広告には、問い合わせ先の電話番号を掲載しなければならない。

別紙 令和6年度千葉県共通封筒広告掲載に係る期日一覧表

回	広告主・広告内容 (広告案) 提出期限	県の承認期日	完全版下原稿 提出期限	校了期限
第1回	令和6年11月28日	広告案提出後、2週間以内	令和6年12月18日	令和7年1月10日
第2回	令和7年1月10日	広告案提出後、2週間以内	令和7年1月31日	令和7年2月14日

広告掲載位置見本（角2封筒・3枚の場合）

（角2封筒 裏面）

広告掲載位置（見本は3枚の例）

- ・最大3枚とし、写真は使用しない。3枚分を1～2枚で使用する可能性あり。
- ・広告の内容（文面）は、2回とも違う場合がある。
- ・掲載広告がない場合には、県が用意する標語等を替わりに印刷する。

千葉県では、財源確保のために広告を掲載しています。なお、広告内容等を千葉県が推奨するものではありません。

広告 ←…………… 左上部に縦8mm×横16mm以上で表示すること。

広告掲載スペース①
（縦70mm×横200mm）

広告

広告掲載スペース②

広告

広告掲載スペース③

広告掲載位置見本（長3封筒・3枠の場合）

（長3封筒 裏面）

広告掲載位置（見本は3枠の例）

- ・最大3枠とし、写真は使用しない。3枠分を1～2枠で使用する可能性あり。
- ・広告の内容（文面）は、2回とも違う場合がある。
- ・掲載広告がない場合には、県が用意する標語等を替わりに印刷する。

千葉県では、財源確保のために広告を掲載しています。
なお、広告内容等を千葉県が推奨するものではありません。

広告

←... 左上部に縦6mm×横12mm以上で
表示すること。

広告掲載スペース①
（縦50mm×横100mm）

広告

広告掲載スペース②

広告

広告掲載スペース③